



多胎妊娠の方

妊婦健康診査受診票の追加助成をいたします

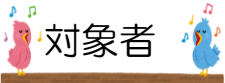


多胎妊娠に伴い、妊婦健康診査受診票14回分を超えて、更に自費で妊婦健康診査を行った費用の一部を助成します。

多胎妊娠の方1人につき、上限5,000円を5回助成します。

※多胎妊娠とは、母親の胎内で同時期に複数（2子以上）の胎児が発育すること。

※三つ子以上でも追加回数は同じです。



対象者

妊婦健診受診日に新潟市に住民登録があり、令和3年4月1日以降に妊婦健康診査受診票を14回使用し、15回目以降自費で受診する多胎妊娠の方



申請方法

- ① 妊婦健康診査の14回目までは、母子健康手帳交付時に渡された妊婦健康診査受診票をご使用ください。（基本的な健診の受診票を週数に関わらず使用することができます。）
- ② 15回目以降の健診費用は自費で支払っていただき、支払った領収書と明細書を保管してください。
- ③ 最後の妊婦健康診査受診日から1年以内に裏面の必要書類に記載されている書類を添えて償還払いの申請をしてください。（申請場所は裏面をご覧ください。）
- ④ 上限5,000円を最大5回助成します。
※ 助成金額は妊婦健康診査費用の全額ではありません。費用のうち、5,000円と自己負担額を比較して少ない方の金額をお支払いします。5,000円を超えた費用については、自己負担になります。
※ 検査内容は、妊婦健康診査であれば、制限はありません。

以下の費用は助成対象外となりますのでご注意ください。

- ① 海外で受診した健診分
- ② 医療保険適用診療分
- ③ 妊婦健診（自費）に伴わない自費検査
- ④ 教材費・文書料・予防接種費用等



申請期限

最後の妊婦健康診査受診日から1年以内

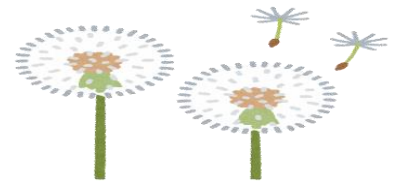
必要書類



- 1 新潟市多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業申請書
- 2 自費で支払った15回目以降の妊婦健康診査費用の領収書・明細書原本とそのコピー
- 3 全てのお子様の母子健康手帳の「表紙」と「妊娠中の経過」欄のコピー
領収書の診療日と母子健康手帳の受診日が一致するもの
- 4 振込先口座情報がわかるもののコピー ⇒ 振込先は原則、申請者本人に振込みます。
- 5 母子健康手帳発行後に氏名が変わられた方は、新・旧の氏名が確認できるもののコピーをご提出ください。

※ 1の新潟市多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業申請書は新潟市のホームページからダウンロードできます。

支給までの流れ



- ① 提出された申請書を精査し、助成金の支給を決定した場合は、決定通知書を申請者宛に**普通郵便で郵送**します。
- ② 助成金は指定いただいた口座へ振り込みます。
- ③ 申請書の受付日から振り込みまで1～2か月かかります。

申請窓口

上記の**必要書類**に記載されている書類を揃えて下記の申請窓口に提出してください。

北区健康福祉課 健康増進係	北区東栄町1-1-14	025-387-1340
東区健康福祉課 健康増進係	東区下木戸1-4-1	025-250-2340
中央区健康福祉課 健康増進係	中央区西堀通6-866	025-223-7237
江南区健康福祉課 健康増進係	江南区泉町3-4-5	025-382-4340
秋葉区健康福祉課 健康増進係	秋葉区程島2009	0250-25-5685
南区健康福祉課 健康増進係	南区白根1235	025-372-6375
西区健康福祉課 健康増進係	西区寺尾東3-14-41	025-264-7423
西蒲区健康福祉課 健康増進係	西蒲区巻甲2690-1	0256-72-8372

出張所・連絡所・保健福祉センターでは申請ができません。

【郵送及び制度に関する問い合わせ】

〒951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市こども未来部こども家庭課 母子保健係 「多胎妊娠助成事業申請書在中」

025-226-1205

お願い 郵送でご申請いただく場合も領収書と明細書は原本とコピーが必要です。
コピーはご自身でしていただくことになります。**送っていただいた領収書原本は決定通知書とともに普通郵便でお返しします。紛失等の心配がある方は、レターパック等追跡機能のある封筒を同封してください。**